

担当者用

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 手引き

社会福祉法人京都府社会福祉協議会

2025 年 4 月改訂

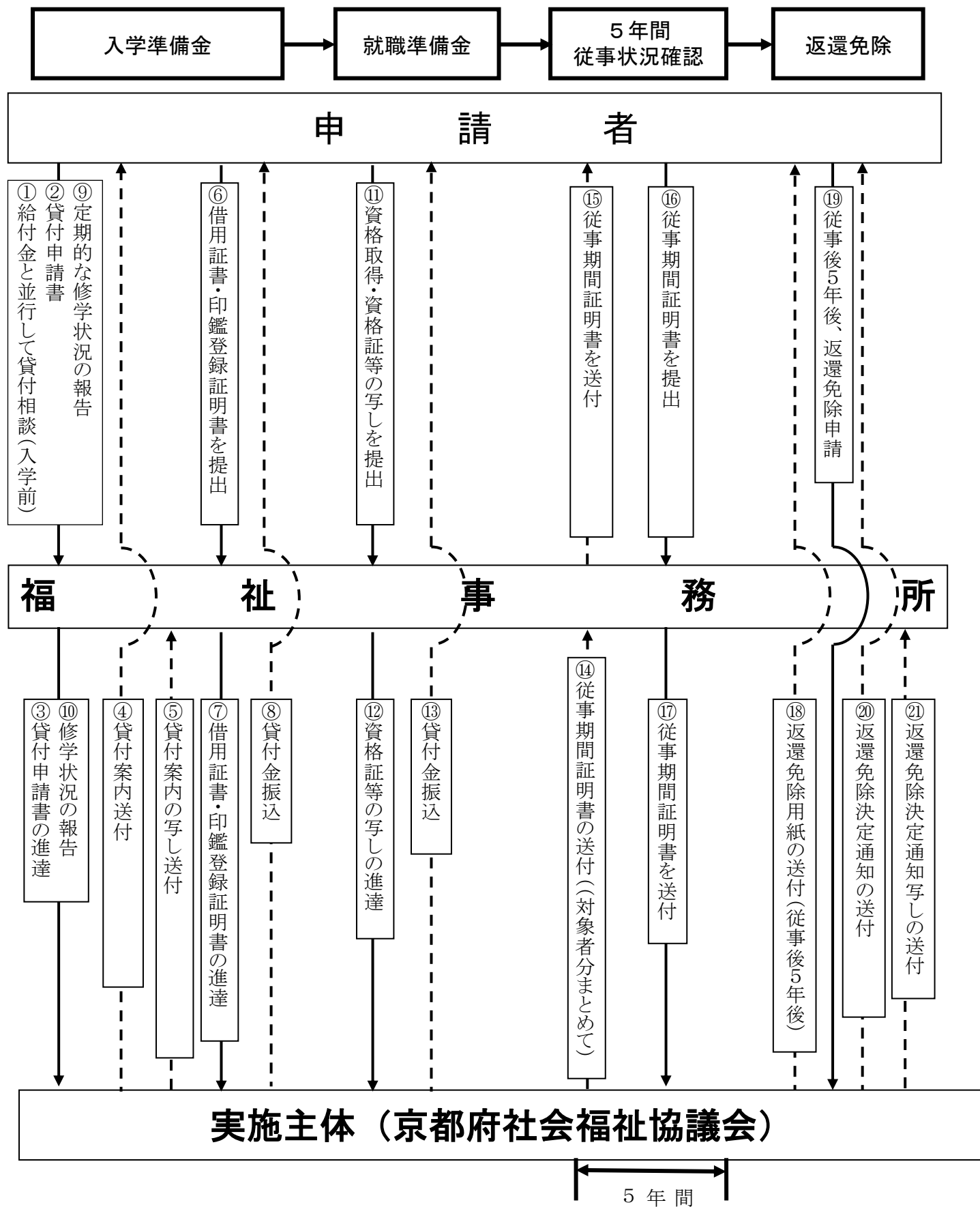
目 次

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の概要	1
手続きのフロー図	2
1 貸付の申請	5
2 貸付に必要な手続き	6
3 在学中の各種手続き	7
4 資格取得について	8
5 就職準備金送金に必要な手続き	9
6 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き	10
7 卒業後の各種手続き	12
8 返還免除	13
9 返還	17
10 完了	18
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付要綱	40

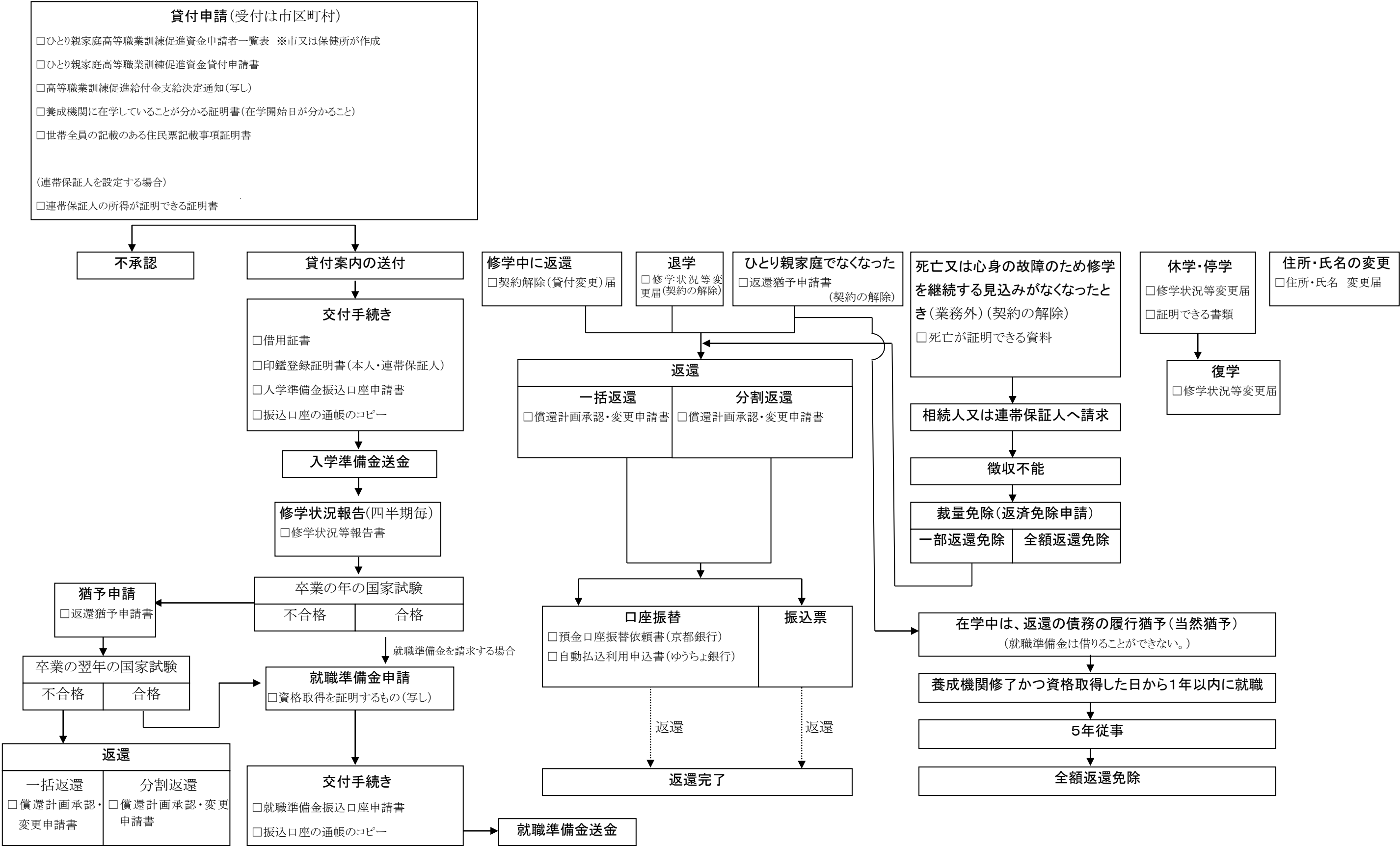
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の概要

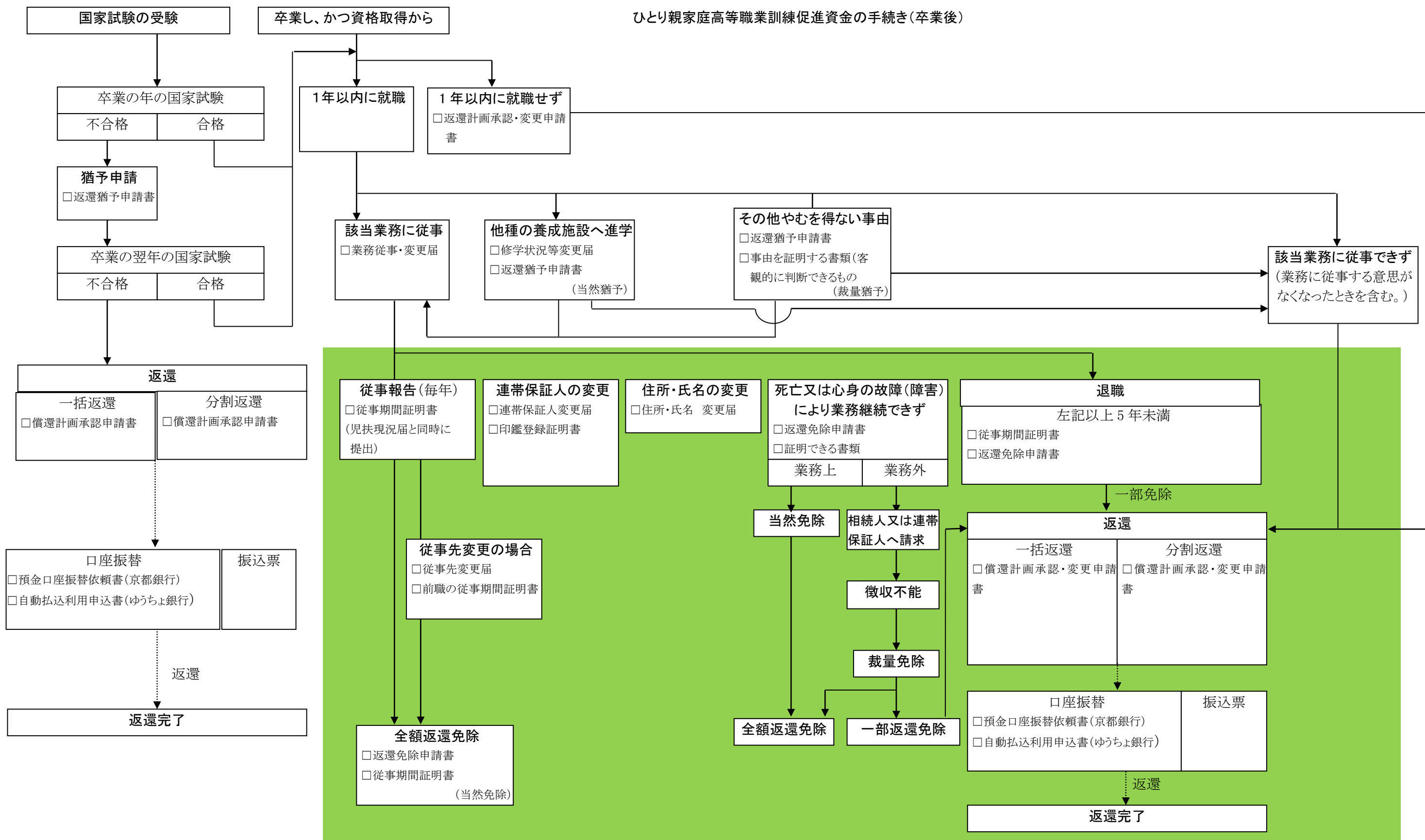
貸付対象	下記のすべての要件を満たす方が対象となります。 ○母子家庭の母又は父子家庭の父 ○高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方 ※高等職業訓練促進給付金の対象資格は、居住地によって異なります。
募集人数	当該年度 予算の範囲内
貸付限度額	①入学準備金(養成機関への入学に必要な資金[授業料は除く]) 50万円以内 ②就職準備金(養成機関の課程を修了し、資格を取得後に必要な資金)20万円以内
利 子	○保証人を立てる場合:無利子 ○保証人を立てない場合:返還の債務の履行猶予期間中は無利子 履行猶予期間経過後は年 1.0%。
保 証 人	○原則保証人 1 名が必要 保証人を立てないこともできます(この場合、猶予期間経過後は利子が付与されます)。 ただし、貸付を受けようとする者が未成年の場合は法定代理人が保証人となります。 ※保証人は、貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、延滞利子を包含するものとします。
申請手続き	申請は、高等職業訓練給付金受給申請と併せて、福祉事務所(各市区福祉事務所又は府保健所)を通じて行います。 入学準備金、就職準備金を合わせて一括での申請となります。 ※<u>入学準備金は入学時点での申請となります。(春・秋とも同じ取り扱い)</u>
貸付金の送金	○貸付案内を受けた者は、借用証書・印鑑登録証明書を提出していただいた後、入学準備金を送金します。(詳細は P.6) ○就職準備金は資格取得合格通知等の写しを提出いただいた後、送金します。(詳細は P.6)
返還免除	下記のすべての要件を満たした場合、返還は免除されます。 ①養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職 ※やむを得ない事由で国家試験が受験できなかった場合又は合格できなかった場合には、養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日から1年以内に就職 ②京都府内等において、取得した資格が必要な業務に従事 ※週 20 時間未満の勤務は対象となりません。 ※「取得した資格が必要な業務」については個別判断する場合があります。 ③5 年間従事 ※従事期間が 5 年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

貸付のフロー図

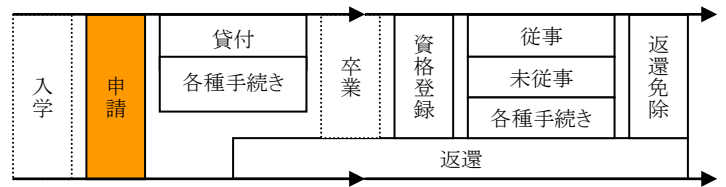


一般的な取り扱いのひとり親家庭高等職業訓練促進資金の手続き(入学から卒業まで)





1 貸付の申請



(1) 申請

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下、「促進資金」と言う）の貸付を希望する場合は、連帯保証人1名を立てて、下記の書類を準備し、市区町村窓口を通じて京都府社会福祉協議会（以下、「府社協」と言う）にご提出してください。

申請者が作成・準備する書類

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書
- ②高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- ③連帯保証人の所得を証明する証明書
＜以下の書類は、高等職業訓練促進給付金申請の添付書類の写しで差し支えありません。＞
- ④申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書（世帯全員分）
- ⑤入校（入所）証明書（修業している養成機関の長が証明する在籍証明書等）
- ⑥入学準備金の使途を聞き取りさせていただくことがあります。

連帯保証人について

申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者など）となります。なお、法定代理人が生活保護を受給していたり、無収入である場合には、原則として資力のある者を別に連帯保証人として立てることが必要です。

なお、申請者が成年の場合も、原則として連帯保証人を立てることが必要ですが、やむを得ない理由により立てることができない場合についても、申請を行うことが可能です。

（連帯保証人は、別世帯、別生計である必要があります。）

連帯保証人を立てる場合は、無利子です。

連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子ですが、履行猶予期間経過後は、年 1.0%の利子が付されます。

(2) 貸付案内の送付

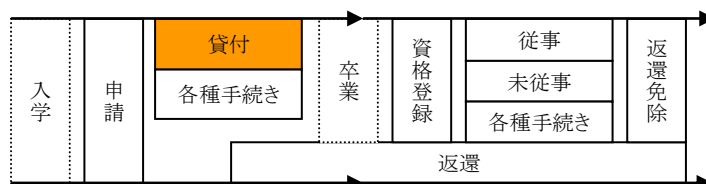
府社協は、申請を受けたときは、その内容を確認し、貸付対象に該当する場合は申請者に貸付手続きを記載した案内文書（以下「貸付案内」という。）を送付します。

(3) 書類提出・問合せ先

各市区町村福祉事務所、又は、各市町村保健所

2 入学準備金送金に必要な手続き

入学後、およそ3か月以内に申請ください。



(1) 貸付金の送金手続き

貸付案内を受けた方は、市区町村窓口を通じて府社協へ下記の書類をご提出してください。

提出書類

- ①借用証書
- ②印鑑登録証明書(本人・連帯保証人)
- ③振込口座申込・変更申請書
※口座名義は、貸付案内を受けた本人(以下、「修学生」と言う)の名義以外は認められません。
- ④振込口座の通帳のコピー又は、画面のスクリーンショット
※金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるコピーを提出してください。

(2) 入学準備金の送金

入学準備金は、必要書類が提出された後、送金します。

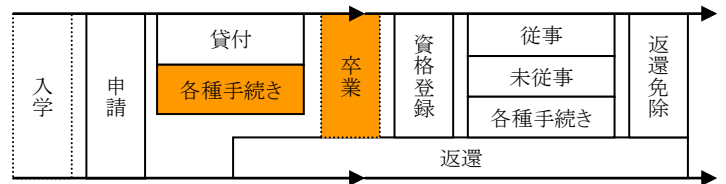
(3) 契約の解除

府社協は、修学生が貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと判断した場合には、文書により契約を解除します。契約を解除された場合は、借り受けた促進資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「9 返還」のページを確認してください。

(4) 在学中に結婚された方

養成機関に在学中に再婚し、ひとり親でなくなつた後も、引き続き、養成機関に在学する場合は、在学期間中、返還猶予を受けることができます。また、資格を取得し、資格に基づく業務に5年間従事した場合、返還免除となります。

但し、在学中に再婚された場合、就職準備金を申請されていても、就職準備金の貸付はできません。直ちに、「契約解除(貸付辞退)届」を提出してください。

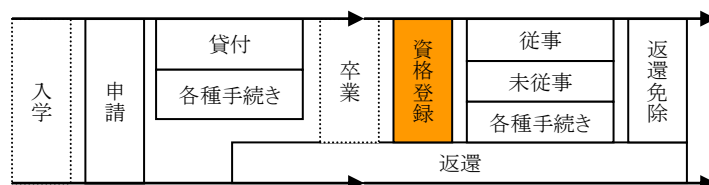


3 在学中の各種手続き

在学中に次の事項が生じた場合は、事実発生から15日以内に、市区町村窓口を通じて府社協へ届け出てください。

事項	提出書類	別途 手続き
氏名を変更したとき	■住所・氏名 変更届 ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)	必要
住所を変更したとき	■住所・氏名 変更届 ■証明できる書類(運転免許証(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など)	必要
連帯保証人を変更するとき	■連帯保証人変更届 ■印鑑登録証明書(変更のあった連帯保証人のもの)	必要
休学したとき	■修学状況等変更届 ■証明できる書類	必要
復学したとき	■修学状況等変更届	必要
退学したとき	■修学状況等変更届 ※借り受けた修学資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「9 返還」のページを確認してください。	必要
停学その他の処分を受けたとき	■修学状況等変更届 ■証明できる書類	必要
本人が死亡したとき又は心身の故障のため継続をする見込みがなくなったとき	■返還免除申請書 ■証明できる書類(死亡…死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 心身の故障…医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要))	必要
修学中に返還するとき	■契約解除届(貸付辞退)届 ※借り受けた促進資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「9 返還」のページを確認してください。	必要
母子家庭の母又は、父子家庭の父でなくなったとき	■「契約解除(貸付辞退)届」(就職準備金申請者のみ) ■高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届(写し)	必要
四半期ごとの修学状況報告(高等職業訓練促進給付金手続き)	■福祉事務所(各市区福祉事務所、町村域は府保健所)へ在学証明書を提出ください。	不要

4 資格取得について



就職準備金を申請していない方についても、資格取得をされた方は、資格取得を証明する書類のご提出が必要です。

(P. 9 「5. 就職準備金に必要な手続き」も必ず確認ください。)

※資格取得した日から1年以内に、取得した資格が必要な業務に従事してください。

(1) 国家試験を要しない場合

資格取得をしたことが証明できる書類を市区町村窓口を通じて府社協へご提出ください。

(2) 国家試験を要する場合

① 国家試験に合格した場合

※国家試験に合格した場合は、資格証・免許証の写しを市区町村窓口を通じて府社協へご提出ください。

② 国家試験に合格できなかった場合

■ 翌年の国家試験を受験し、資格取得を目指す意思がある場合

翌年の国家試験合格発表の日までの1年間、返還猶予を受けることができます。不合格の通知を受け取ったら、15日以内に返還猶予申請書をご提出ください。

なお、養成施設の卒業年次の翌年の国家試験までに合格できなかった場合は、貸し付けた修学資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「9 返還」のページをご確認してください。

■ 資格取得を断念する場合

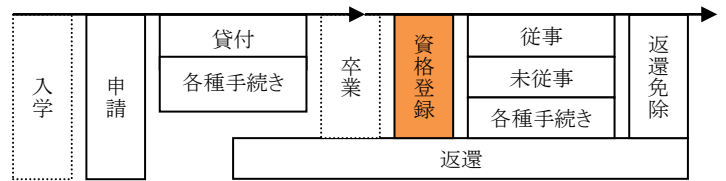
貸し付けた修学資金を返還していただく必要があります。返還の手続きは、「9 返還」のページをご確認してください。

(3) 留年した場合

[提出物] 返還猶予申請書

※高等職業訓練促進給付金の受給期間が変更されている事をご確認ください。
変更されていない場合は、就職準備金の送金ができません。

卒業後の手続きについては、「6 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き」・「7 卒業後の各種手続き」でご確認ください。



＜就職準備金を申請している方のみ＞

5 就職準備金送金に必要な手続き

(1) 送金手続き

市区町村窓口を通じて府社協へ下記の書類をご提出してください。

※提出時の注意点

- ① 原則、資格取得後、1年以内のご提出をお願いします。
- ② 最終学年時、又は、卒業年(1～3月頃)になります。
(改めての案内は行いませんので、各自手続きを行ってください。)

提出書類 免許証の写し・資格登録証の写し・登録済証の写し・資格取得合格通知の写し・資格登録済証明書の写しの内、いずれかの書類

※注意事項

返還免除の要件の判定には、以下の書類が必要となります。

就職準備金の送金時に以下の書類を提出していない場合は、書類が整い次第、ご提出ください。

[必要書類] 免許証の写し又は、資格登録証の写し
(いずれも、氏名・登録番号・登録日等が記載されているもの)
登録日から返還免除期間開始となります。
未提出の場合は、返還対象となる場合があります。

(2) 貸付金の送金

書類提出が完了次第、就職準備金を一括にて送金します。

※入学準備金送金時の口座から変更がある場合は以下の書類もご提出してください。

① 振込口座申込・変更申請書

※口座名義は、貸付案内を受けた本人(以下、「借受者」と言う)の名義以外は認められません。

② 振込口座の通帳のコピー

※金融機関名、支店名、口座の種別、口座番号、口座名義がわかるコピーをご提出してください。

(3) 進 学

准看護師養成施設から看護師養成施設へ進学される場合は、看護師養成施設を卒業する時点で就職準備金を送金いたします。

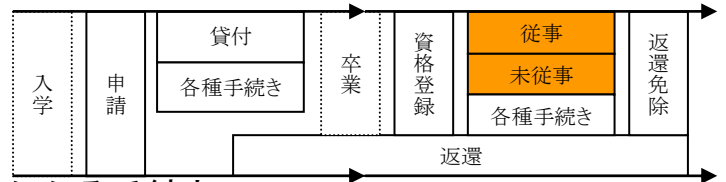
提出書類 ・返還猶予申請書
・修学状況等変更届

【進学例】

- ① 准看護師→看護師
- ② 看護師 { 助産師
保健師

※上記以外の進学希望の方は、福祉事務所へご相談ください。

(4) 国家資格に合格できなかった場合(詳細はP.8 参照)



6 卒業後の従事状況等の届出にかかる手続き

(1) 該当業務に従事した場合

① 業務従事・変更届の提出

該当業務に従事している間は、返還猶予を受けることができます。従事日から 15 日以内に市区町村窓口を通じて府社協へ業務従事・変更届を提出ください。

② 従事状況の報告

従事日から 1 年経過するごとに従事期間証明書を市区町村窓口を通じて府社協へ提出ください。(児童扶養手当受給者にあたっては、毎年度の現況届の提出時(8 月)に市区町村窓口へ提出ください。)

(2) 他種の養成施設へ進学した場合

介護福祉士養成施設の修学生が社会福祉士養成施設に進学する場合、又は社会福祉士養成施設の修学生が介護福祉士養成施設に進学する場合は、在学期間中、返還猶予を受けることができます。養成施設の入学日から 15 日以内に修学状況等変更届及び返還猶予申請書を市区町村窓口を通じて府社協へ提出ください。

(3) 養成機関以外の福祉系大学等に進学した場合

府社協の審査により適当と認められた場合には、在学期間中、返還猶予を受けることができます。入学日から 15 日以内に修学状況等変更届及び返還猶予申請書を市区町村窓口を通じて府社協へ提出ください。

(4) やむを得ない事由があり該当業務に従事できない場合

返還猶予申請書にやむを得ない事由を証明する書類を添えて、事由の発生日から 15 日以内に市区町村窓口を通じて府社協へ提出ください。府社協で審査の結果、承認された場合は府社協が指定する期間の返還が猶予されます。なお、不承認の場合は、貸し付けた修学資金を返還していただく必要があります。手続きの詳細は、「9 返還」のページを確認してください。

※資格取得した日から 1 年以内に、資格が必要な業務に従事しなかった場合は、返還猶予申請書の提出が必要です。

(5) 該当業務に従事できない場合

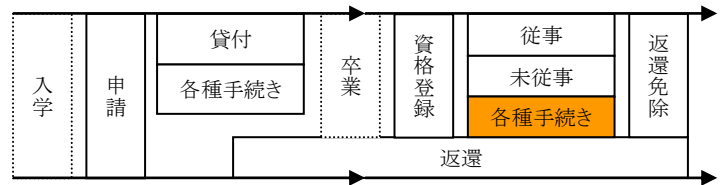
上記のいずれにも該当せず、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内又は養成施設等の卒業年次の翌年度の国家試験に合格し、資格を取得した日から 1 年以内に該当業務に従事できない場合は、貸し付けた促進資金を返還していただく必要があります。手続きの詳細は、「9 返還」のページを確認してください。

(6) 返還猶予について

提出書類 返還猶予申請書

証明できる書類

- ・負傷や疾病による返還猶予を申請の場合、休職や治療などの期間が記載されている医師の診断書を添付
(休職や治療などの期間が返還猶予申請書の希望期間と異なる場合は申請することができません。)
- ・就職・転職活動による返還猶予申請の場合、3か月ごとに申請

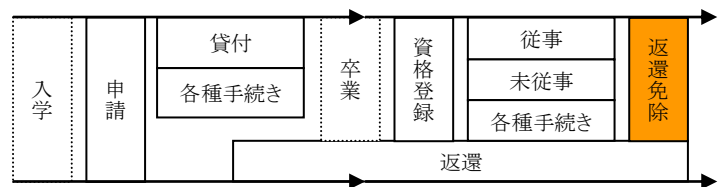


7 卒業後の各種手続き

卒業後に次の事項が生じた場合は、事実発生から 15 日以内に、府社協へ届け出てください。

事項	提出書類
氏名を変更したとき	■住所・氏名 変更届 ■証明できる書類 (運転免許証(裏表とも)のコピー、戸籍謄本(抄本)の原本+附票など)
住所を変更したとき	■住所・氏名 変更届 ■証明できる書類 (運転免許証(裏表とも)のコピー、住民票の記載事項証明書など)
連帯保証人を変更するとき	■連帯保証人変更届 ■印鑑登録証明書 (変更のあった連帯保証人のもの)
従事先を変更したとき	■従事先変更届 ■従事期間証明書 ※前職分 ■従事日数内訳証明書 ※
<u>業務上</u> の事由により本人が死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき(当然免除)	■返還免除申請書 ■従事期間証明書 ■証明できる書類 死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要) 疾病等の場合:医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要) ■従事日数内訳証明書 ※
<u>業務外</u> の事由により本人が死亡し、又は障害により貸付を受けた促進資金を返還することができなくなったとき(裁量免除)	■返還免除申請書 ■従事期間証明 ■証明できる書類 死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 障害の場合:医師の診断書の写し など ■従事日数内訳証明書 ※
返還免除要件を満たさず該当業務を退職したとき	≪該当業務に従事したことがない場合≫ ■返還計画承認・変更 申請書 ■従事日数内訳証明書 ※ ≪該当業務に従事した期間がある場合≫ ■従事期間証明書 ■返還免除申請書 ■従事日数内訳証明書 ※
入学準備金のみ申請の方で資格を取得したとき	■資格免許証写し等 (詳細はP. 9「提出書類」を参照)

※従事日数内訳証明書は、同一期間内に複数の事業所で従事した場合のみ必要



8 返還免除

(1) 返還免除

① 当然免除

次の要件に該当する場合は、修学資金の全額免除が受けられます。要件に該当された場合は、15 日以内に府社協へ書類をご提出してください。

■ 該当業務に 5 年間従事したとき

提出書類 返還免除申請書
従事期間証明書

※同一期間内に複数の事業所で従事した場合は上記に加えて下記の書類もご提出してください。
従事日数内訳証明書

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」(平成 28 年 3 月 7 日付け厚生労働省発雇児 0307 第 8 号厚生労働事務次官通知)
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱
第8

促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の1に該当するに至ったときは、促進資金の返還を免除するものとする。

1 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、貸付けを受けた都道府県等の区域内において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)業務に従事したとき。

・なお、都道府県の判断により、返還の債務の免除又は猶予する要件に、業務に従事する区域に制限ないこととしても差し支えない。

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」(平成 28 年 3 月 7 日付け雇児発 0307 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

6 返還の債務の当然免除について

(1) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、都道府県等が適当と認める団体(府社協)が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、要綱第8の1の「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」に読み替えて差し支えない。

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に関する Q & A」

1 「取得した資格が必要な業務」とは、

例えば、保健師の資格を取得した者が看護師として業務に従事する場合や看護師の資格を取得した者が訪問看護ステーションを経営する場合を含み、

必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではない。実施主体や間接補助事業者は、取得した資格と業務内容との関係を確認したうえで判断されたい。

また、「取得した資格が必要な業務」とは、常勤に限らない（1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く）。

2 「5年間引き続き業務に従事したとき」とは、

同一の企業等で5年間離職することなく、業務に従事する場合に限られるものではなく、次の場合も「5年間引き続き業務に従事」しているものとみなす。

- ① 一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入する。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間とする。

なお、求職活動とは、以下のいずれかに該当する場合を言う。

ア 月1回以上求人への応募を行った場合

イ 次のような就職の可能性を高める活動を原則月に2回以上行っている場合

- ・ 公共職業安定所、許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等
- ・ 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※ このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとする。

- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しない。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）

③ 雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとする。

※①及び③において、就業しているとみなされる期間に期間満了を迎えた場合は、償還免除として差し支えない。

■業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

提出書類

返還免除申請書

従事期間証明書

証明できる書類

・死亡の場合:死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

・心身の故障の場合:医師の診断書の写し 及び 労災保険の請求書の写し(事業主の証明が必要)

※同一期間内に複数の事業所で従事した場合は、上記に加えて下記の書類もご提出してください。

従事日数内訳証明書

(3)裁量免除

次の要件に該当する場合は、促進資金の全部又は一部免除を申請することができます。要件に該当された場合は、20日以内に府社協へ書類をご提出してください。

- 業務外の事由により死亡し、又は障害により貸付を受けた促進資金を返還することができなくなったとき（ただし、相続人又は連帯保証人も、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、免除します。）

免除額	返還すべき債務の残額の全部又は一部
提出書類	返還免除申請書 従事期間証明書

（証明できる書類）

死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し

障害の場合：医師の診断書の写し など

- 長期間所在不明となっている場合等、促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき（ただし、相続人又は連帯保証人も、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、免除します。所在不明と判断される場合としては、郵便物が宛先不明で返送されてきた場合や、府社協が本人に複数回連絡しても連絡が取れない場合が考えられ、長期間所在不明となる起点として、これらの日付を記録しておくことが重要です。）

免除額	返還すべき債務の残額の全部又は一部
-----	-------------------

- 京都府内において促進資金の貸付を受け、要綱第8の1に規定する業務に従事したとき（本人の責による事由により免職された場合や特別な事情がなく恣意的に退職した場合などについては、適用しません。）

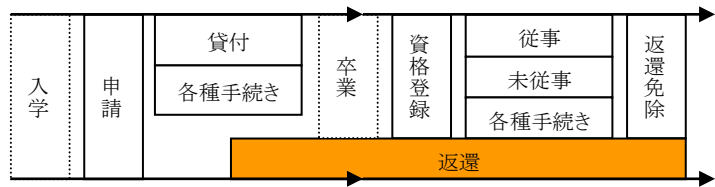
免除額	返還すべき債務の残額の一部
提出書類	返還免除申請書 従事期間証明書

※同一期間内に複数の事業所で従事した場合は上記に加えて下記の書類もご提出してください。

従事日数内訳証明書

【一部免除額の計算方法】

$$\text{返還免除額(円)} = \frac{\text{業務従事期間(月数)}}{60} \times \text{貸付を受けた額(円)}$$



9 返還

返還にあたっては、償還方法、償還期間などを府社協と相談した上で、20 日以内に府社協へ書類をご提出してください。

(1) 返還計画承認申請

① 返還方法と必要書類

返還は下記の 4 つの中から希望するものを選択してください。

表 返還方法と必要書類

	返 還 計 画 承 認 ・ 変 更 申 請 書	預金口座振替依頼書(京都銀行)又は自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行)
①口座振替による一括返還	○	○
②振込票による一括返還	○	不要
③口座振替による分割返還	○	○
④振込票による分割返還	○	不要

② 返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始していただきます。分割返還するときは、10 年以内に返還してください。

③ 口座振替で利用可能な金融機関

口座振替で利用可能な金融機関は、京都銀行又はゆうちょ銀行とします。なお、口座振替は、手続きの関係上、2 回目の払い込みからとし、1 回目については振込票で送金していただくこととします。

④ 分割返還の差額調整

分割返還を利用する場合の返還額は均等払いとします。なお、差額が発生する場合は、初回の返還額に加算若しくは減額することとします。

⑤ 振替日及び払込み期日

口座振替の実施日及び振込票による払込み期日については毎月 27 日とします。なお、金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

⑥ 延滞利子

正当な理由がなく、返還計画より遅れると、年 3.0%の延滞利子を加算します。

(2) 返還計画の承認

府社協は、提出された申請書などの内容を審査し、適当と認められた場合に書面にて通知します。

(3) 返還計画の変更

承認された返還計画を変更したい場合は、事前に府社協と相談の上、返還計画承認・変更申請書を提出してください。府社協は、提出された申請書に基づいて審査し、適当と認められた場合には書面にて通知します。

(4) 口座振替ができなかった場合

残高不足等により返還が出来なかった場合は、振込票を、借受者あてに送付しますので、到着後 10 日以内に送金してください。

(5) 残額のお知らせ

返還期間中、返還状況と残額を文書で下記のとおり通知します。

通知先	時期
借受者	毎年 2 回(8 月と 2 月)
連帯保証人	毎年 1 回(8 月)

(6) 督促状

下記の条件に該当する場合は、督促状を発行します。

通知先	条件
借受者	6 箇月以上連続して返還されなかったとき
連帯保証人	12 箇月以上連続して返還されなかったとき

(7) 振込票の送付

振込票は、年 2 回 6 箇月分ずつ発行し、借受者に送付します。

10 完了

返還が完了又は返還免除により債務がなくなったときには、書面にて借受者及び連帯保証人に通知します。